

社会福祉法人札幌この実会 給与改善手当支給要綱

1 通則

(1) 名 称

この手当は「給与改善手当」（以下「手当」という。）と称する。

(2) 趣 旨

社会福祉法人札幌この実会（以下「法人」という。）給与規程第18条の5第1項の規定に基づき、国が定めた「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱（令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」により職員給与の改善を図るために行うこの手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

2 財源及び予算措置

手当に必要な財源は、令和8年度北海道障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付金及び給与規程第18条の5第2項により必要な財源を確保する。なお、適切な時期に予算の補正を行い、理事会の承認を得るものとする。

3 手当の支給

(1) 支給する職員の範囲

手当の支給対象者は、令和8年10月1日現在で法人に在籍しており、かつ給与規程第15条に規定する処遇改善手当の支給がある者とする。

(2) 支給額

① 支給額

80,000円に②の常勤換算数を乗じて得た額とする。

② 常勤換算数

正 職 員 の 者	1
正職員以外の者	法人が交付した「労働条件通知書兼雇用契約書」の週の労働時間数を40時間で除して算出した数 (小数点第2位以下を切り捨てる)

(3) 支給方法

一時金として、一括支給する。なお、各職員から申し出のある毎月支給している給与の振込先口座と同じ口座へ振り込むものとする。

(4) 支給日

支給日は令和8年10月23日（10月の定例給与支給日）とする。

4 職員への周知

法人ホームページに掲載するほか、次により、この手当による給与改善について職員に周知を図るものとする。

(1) この要綱の施行後、直ちに法人指定のコミュニケーションツール（LINE WORKS）の

掲示板機能を用いて、その概要を掲載する。

- (2) この要綱の施行後の直近において開催される職員会議において、手当の概要を説明する。

5 追加支給

本要綱3の(2)によるこの手当の支給額の総額（以下「支給総額」という。）が、補助金の交付額に満たない場合は、補助金交付額から支給総額を減じて得た相当額（以下「相当額」という。）を給与規程第18条の5第2項第3号により、令和9年3月1日に在籍している職員に一時金として令和9年3月の定例給与支給日まで一括支給する。

6 施行

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。